

【別記2】

燃料費の額の調整に係る特記仕様書

「〇〇〇〇の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第6条第6項に定める指定管理料の額の変更（以下「燃料費の調整」という。）については、本特記仕様書の定めによるものとします。

1 燃料費の調整の対象とする燃料

燃料の使用状況を踏まえて市と指定管理者とで協議の上、必要と判断される燃料を対象とすることとし、「盛岡市〇〇〇〇の管理運営に関する年度協定書」（以下「年度協定書」という。）において定めるものとします。

2 調整基準の設定

（1）調整基準値の設定

年度協定書において、指定管理者の燃料購入単価について指定管理料上限額積算時からの変動の程度を把握するための基準となる値（以下「調整基準値」という。）を定めるものとします。

調整基準値は、原則として、日本銀行統計局が作成する「企業物価指数」のうち、調整を行う燃料の項目に該当する国内企業物価指数（以下「国内企業物価指数」という。）を用いることとし、市が指定管理料上限額積算時に燃料費の算定に用いた燃料単価に相当する値をもって充てることとします。

ただし、この原則に基づいて調整基準値を定めることが困難な場合は、市と指定管理者で協議の上、妥当と判断される国内企業物価指数の値を、調整基準値に充てることとします。

この調整基準値は、調整の対象とする燃料の種類ごとに定めるものとします。

（2）基準範囲の設定

上記において定めた調整基準値を基に、基本協定書別記1「仕様書」中「第〇〇 リスク分担」の定めにより指定管理者が負担する燃料単価の変動範囲（以下「基準範囲」という。）の上限値と下限値を、年度協定書において定めるものとします。

上限値については原則として基準値の110%、下限値については原則として基準値の90%としますが、燃料の使用状況を考慮し市と指定管理者で協議の上、上記と異なる値を定めることも差し支えないものとします。

3 調整の手順

（1）調整の実施についての判断

① 市は、管理運営期間中の毎年度1月に、年度協定書において燃料費の調整の対象としてい

【別記2】

る燃料について、以下に定める期間の国内企業物価指数の平均値を算出し、指定管理者へ通知することとします。

ア) 管理運営期間の最初の年度

- ・ 通年使用する燃料：当該年度の4月から12月まで
- ・ 暖房に使用する燃料：当該年度の10月から12月まで

イ) 管理運営期間の2年度目から最終年度まで

- ・ 通年使用する燃料：当該年度の前年度の1月から当該年度の12月まで
- ・ 暖房に使用する燃料：当該年度の前年度の1月から3月まで及び当該年度の10月から12月まで

- ② 市及び指定管理者は、①において算出した平均値が、基準範囲を超えて変動していた場合に、燃料費の調整について協議を開始することとします。

この場合、①において算出した平均値が基準範囲の上限値を上回った場合は指定管理料の額を増額することについて、①において算出した平均値が基準範囲の下限値を下回った場合については指定管理料の額を減額することについて、協議することとなります。

(2) 調整の対象とする額の決定

- ① 上記(1)②において燃料費の調整について協議を開始することとなったときは、指定管理者は、協議の対象となる燃料について、上記ア) またはイ) に定める期間の燃料の購入実績数量、購入金額及び平均購入単価（購入金額を購入実績数量で除したもの）を市へ通知します。
- ② 市は、①において通知を受けた指定管理者の平均購入単価のうち、年度協定書に定める基準範囲を超える変動分に相当する金額を算出します。算出された金額に、指定管理者が各年度の収支予算作成時に見込んだ当該年度の燃料購入予定数量を乗じて、調整の対象とする金額（以下「調整対象額」という。）を算出します。
- ③ 市及び指定管理者は、②において算出した調整対象額を基に協議を行い、燃料費の調整を行う額を決定します。
- ④ 市及び指定管理者は、③において決定された額について、指定管理料の額の変更に係る手続きを原則として当該年度末までに完了させることとします。ただし、当該年度末までに手続きを完了させることが困難な場合は、市及び指定管理者で協議の上、別途手続きの完了期限を設定することとします。